

平成24年（行ウ）第5号

原告 池川洋子

被告 高松市

聴覚障害ある原告等の情報保障・適正手続保障に関する事前協議における意見書

平成24年9月28日

高松地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 安西 敦 他 34名

平成24年7月23日実施の事前協議における裁判所の見解に対して次のとおり意見を申し述べる。

一 **【聴覚障害原告のための手話通訳の費用の公費負担】** について

1 「現行法令上、裁判所の公費負担で原告に手話通訳を着けることは不可能」との裁判所見解は誤りであること

裁判所は「民事訴訟法及び費用法を改正しない限り、現行法令下において、通訳の公費負担は不可能」と主張している。

原告弁護団が当該解釈の根拠条文を問いただしたところ、裁判所は

「民事訴訟費用法 2条2項、11条1項1号、18条2項、

民事訴訟法 154条1項」と回答したので、確認してみる。

民事訴訟法

(通訳人の立会い等)

第154条 口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち合わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

この条項だけみても、通訳人の費用の公費負担を法律は禁じていない。

民事訴訟費用等に関する法律

(昭和46年4月6日法律第40号)

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第2条 民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の関係人をいう。第4号及び第5号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2号 第11条第1項の費用
その費用の額

(納付義務)

第11条 第1項 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

1号 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

(予納義務)

第12条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第18条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

裁判所はこの費用法を次のように考えたものと思われる。

第2条：当事者が負担すべき費用の範囲は11条第1項の費用

第11条1項：次の金額(次章の給付相当金額)は当事者が納めるものとする

第12条1項：前条第1項の費用を要する行為は裁判所は当事者等に概算額を予納させなければならない。

次章 第18条2項 通訳人は通訳料を請求出来る

よって、「通訳料相当金額は原告ら当事者に納付義務がある」

確かに表面的に文字面だけを追っていくとその解釈はあり得よう。

しかし、当該法令の精神・趣旨・目的と、関係法令、その後の人権法の進展、整備等も照らして、当該法解釈に妥当性が維持されるかが検討されなければならない。

問題点 1 障害者基本法第 4 条違反

裁判所の解釈は聴覚に障害をもつ者の情報バリアフリーを当事者の負担とするものであり、現在の人権解釈上許されない「障害自己責任」を認める帰結を意味し、誤っている。

すなわち、この解釈は、障害ある訴訟当事者に対する手続上の合理的配慮に係る費用を「当事者負担」とすることを意味する。

平成 23 年 8 月 5 日施行の現行障害者基本法第 4 条は「差別の禁止」を規定している。

「第 4 条

1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

すなわち、社会的障壁の除去を怠ることは障害者に対する差別であること、権利利益の侵害行為であり、差別をしないように必要な合理的な配慮をしなければならないという規定である。

合理的な配慮をしないでも免責されるのは「実施に伴う負担が過重」でないことを証明できた場合のみである。

裁判所の見解は、合理的配慮に関して当事者負担を強いること、すなわち合理的配慮をしないことと同義語であり、差別を容認することを意味するものであり、現在維持し得ない法解釈である。

問題点 2 障害者基本法第 3 条 3 号違反

障害者基本法第 3 条 3 号は、次のとおり、障害者は手話を含む言語その他の意思疎通手段について選択の機会が確保されるべきであると規定している。

第 3 条第 3 号 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

裁判所の見解に従うならば、手話通訳者の費用負担を懸念してしまい、意思疎通手段を選択する機会が奪われてしまい、障害者基本法第3条第3号と抵触する。

問題点3 障害者基本法第29条違反

障害者基本法第29条は次のとおり規定する。

(司法手続における配慮等)

第29条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

「ここにおける【国】に裁判所も含まれる」ことは平成24年6月6日に実施された事前協議において裁判長が認めたとおりである。

この条文は、国等に対する、障害者が行政事件等の当事者になった場合に、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保を配慮すべき義務を定めたものである。

まさに、原告が身体障害者福祉法の第2級の聴覚障害者である本件行政訴訟においてこそ発揮される条文である。

原告は耳が聞こえず手話を意思疎通手段とするという「個々の障害者の特性」を持っているものであり、裁判所はその特性に応じて、手話通訳を配備する義務が生じているのである。

そうである以上、当該障害者自身に対してその費用の負担を強いることは配慮義務を履行したものとは到底言えず、そのような解釈は許されない。

この法令上の効力は上記の費用法を巡る裁判所の旧態依然の硬直した解釈を塗り替える効力を持つのである。

問題点4 日本が人権後進国であることを意味する恥ずかしい解釈であること

7月23日の事前協議で配布した田門浩弁護士作成の「ADAの理念の現実—ADAにおける手話・手話通訳及び手話通訳者の位置付け—」にあるとおり、アメ

リカ司法省では専属の手話通訳者が配置されている。裁判所にも専属の手話通訳者（コーディネーター）が配備されている。

日本の裁判所が、障害者の人権保障に十分思い至らない時代に制定された古い法律を口実に障害者への人権保障義務を懈怠することは怠慢である。

費用法が制定された昭和45年「心身障害者対策基本法」が制定されている。

これは、法形式上は現在の障害者基本法の前身であるものの、第6条に障害者自身の努力義務と家庭の自立促進義務が規定されるなど、障害自己責任・家族責任という現在は現行障害者基本法により否定されている考え方を色濃く反映した法律であり、費用法制定も掛かる旧思想時代に制定されたという限界を有するのである。

問題点5 障害者基本法の射程範囲は国の行為全般に網羅的・包括的に及ぶ上位法にあること

障害者基本法と訴訟法、訴訟費用法の適用範疇が問題となるが、障害者基本法はいわば、行政府・立法府・司法府・地方行政・地方議会等、公権力行為のあらゆる分野に横に広がる射程が広い法規である。男女平等等も同様である。

すなわち、国、地方公共団体の行為に普遍的に適用されるものである。

教育・住居・情報・経済・文化・防災・消費者・選挙・司法・国際協力等あらゆる分野に適用される法原理を定めている。

従って、障害者の基本的人権を尊重する施策を実施するという観点に限って言えば、民事訴訟法や同費用法に対する上位法に位置するものであり、その限りで上位法に反する下位法令は無効となるし、無効とならないように上位法の趣旨に即した解釈をしなければならないものである。

障害者基本法自体が憲法第14条の法の下での平等原理を敷衍したものであり、憲法規範の実現という意味からも当然に民事訴訟法や同費用法はそれらの規範に拘束される。

仮に、上位法との解釈を取らない場合は、【後法優先の原理】すなわち「形式的効力を等しくする二つ以上の法令の内容が相互に矛盾する場合には、時間的に後から制定された新法が旧法に優先する」という法解釈の基礎的原理に従って、障害者基本法に即した解釈が導かれる。

二 【傍聴人への手話通訳配備は現行法上不可能】との見解は誤りであること

1 配備を否定する法令上の根拠は存在しない

上記一において、裁判手続きの当事者の場合を議論したが、上記で裁判所は費用負担法における「当事者の納付義務」を論拠に、配慮義務を否定している。

しかし、傍聴人は裁判の当事者ではない以上、納付義務の対象とは成りえない以上、上記のような論法で否定することは出来ないはずである。

ところが、傍聴人に対する合理的配慮義務としての手話通訳配備までも「現行法上不可能」との見解を弁護団がその根拠を問いただしても、裁判所は何らの根拠も示せなかった。

明らかにそのような法令上の根拠は存在せず、単に障害者への合理的配慮義務として手話通訳は配慮されるべきであり、それが現行法上可能であることは明らかである。

裁判所が上記見解を改めるよう弁護団は求める。

2 最判平成元年3月8日判決（レペタ訴訟）から考えられること

傍聴人のメモを禁じた措置の違法性が問われた同訴訟で最高裁は、傍聴人に傍聴の権利を認めたものでないなどと判旨しており、必ずしも首肯出来ない部分も多いものの次のように判旨していることも留意される。

憲法八二条一項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。

憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。

そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである

筆記行為は、一般的には人の生活活動の一つであり、生活のさまざまな場面において行われ、極めて広い範囲に及んでいるから、そのすべてが憲法の保障する自由に関係するものということではできないが、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法

二一条一項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない。

裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである。

裁判所としては、今日においては、傍聴人のメモに関し配慮を欠くに至っていることを率直に認め、今後は、傍聴人のメモを取る行為に対し配慮をすることが要請されることを認めなければならない。

これは、傍聴人の「メモ」を取る行為を巡る判旨ではある。

しかし、耳の聞こえない傍聴人が法廷が交わされる「口頭弁論」の情報を取得出来るように配慮すべきことにもこの考えは十分参照出来よう。

すなわち、聴覚に障害のある市民は手話通訳、要約筆記等の情報保障手段のないことには、裁判で行われている口頭弁論、証言等を中心とするやりとりの全ての情報を得ることが出来ない。

そうすると、手話通訳や要約筆記のない状態では、聴覚障害の有る市民との関係では「裁判の公開」は意味が無くなり、裁判の公正は担保されず、ひいては国民の裁判への信頼は損なわれる。

そして、聴覚障害ある傍聴人にとって、様々な意見・知識・情報に接して摂取する機会が奪われ、個人としての人格形成のための機会を奪われ、民主社会の自由な情報交流の確保という基本原理さえ損なわれることを意味する。

すなわち、聴覚障害ある傍聴人が手話通訳・要約筆記等の意思疎通手段によって裁判を認識する機会は最大限尊重され、配慮が尽くされなければならないのである。

三 【名古屋地裁点訳訴訟との整合性が説明できないこと】

前回の事前協議の席での原告弁護団が指摘した名古屋地裁点訳訴訟について高松地裁はどう説明されるのであろうか。

**裁判所が証拠を点訳、全国初 全
盲女性の障害認定訴訟**

(2012年1月16日午後7時08分)福井新聞



証拠の原本のコピー(右)と点訳を持つ梅尾朱美さん=16日午後、名古屋市中区の名古屋司法記者クラブ

名古屋市熱田区に住む全盲の鍼灸師梅尾朱美さん(61)が、障害の程度区分を市が実際より軽く認定したとして取り消しを求めた訴訟で、名古屋地裁(増田稔裁判長)が、市側が提出した証拠1点について、原告の要請に応じ点訳して梅尾さんに提供したことが16日、分かった。同日の口頭弁論後、梅尾さんが明らかにした。

この訴訟は、点字の訴状による提訴で注目され、市側はこれまで、答弁書や準備書面を点訳して梅尾さんに渡している。

今回は地裁が業者に委託して点訳させた。

全日本視覚障害者協議会の山城完治理事は「裁判所による対応としては全国初ではないか」と指摘。

全盲女性訴訟:名古屋地裁が点字判決 原告の請求は棄却

毎日新聞 2012年09月07日 11時34分 (最終更新 09月07日 15時07分)

認定された障害程度区分が軽すぎるとして全盲女性が名古屋市を相手取り、障害区分の変更を求めた訴訟で、名古屋地裁の福井章代裁判長は7日、女性の点字判決文要請に応じ、判決要旨を点字で出した。

地裁は女性に対し、判決全文も点字にして後日送達すると伝えた。最高裁によると点字判決文は全国2例目。名古屋地裁は、障害者が法的手続きを効果的に利用できる「司法アクセス権」に配慮したとみられる。女性の請求自体は棄却された。

最高裁によると、初めての点字判決文は去年の民事訴訟。ただ、最高裁はどの裁判所かや訴訟の内容などについて一切明らかにしていない。

訴えていたのは同市熱田区のしんきゅう師、梅尾朱美さん(62)。市は06年、梅尾さんの障害程度区分を視覚障害者で最も重い等級「4」と判定したが、09年に「介護などのサービス利用が減った」などとして最も軽い「1」へ下げた。

この事件で名古屋地方裁判所は、

証拠や判決等の書面の点訳費用を【原告に予納を命じることなく】裁判所が国庫負担している。

これらに関する法令を確認してみよう。

民事訴訟費用等に関する法律

(昭和46年4月6日法律第40号)

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第2条 民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の関係人をいう。第4号及び第5号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 訴状その他の申立書、準備書面、**書証の写し、訳文等の書類**(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の**作成及び提出の費用**

事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数(事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその通数)を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める額

八 第六号の**訳文の翻訳料**

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

(納付義務)

第11条 第1項 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

1号 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

(予納義務)

第12条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第18条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

判決文や証拠文書の「墨字文書を点訳する行為」は「翻訳」であるし、そのための費用は訴訟資料を作成する費用である。

点訳も通訳の一種である。

民事訴訟費用法第2条第2項及び第8項の「訳文の翻訳料」という、「書類の作成費用」に他ならない。

名古屋地裁は外部団体＝墨字文書を点字文書に翻訳する**通訳人に対して点訳を委託し、その委託費用を支払って国庫負担している。**

そうである以上、聴覚障害者にとって手話通訳者による口頭弁論が必要なのに同じように視覚障害者に対する判決文という書類を作成するには点訳文書の翻訳料の支出を伴う行為を意味する。

高松地裁の解釈に従う以上、墨字を読むことができず点字判決文が必要な原告が訴えを提起する時点で、

「点訳に要する概算額の予納を視覚障害原告に対して命じる義務が裁判所にある」という法解釈になるはずである。

しかし上記報道でも名古屋地裁の点訳国庫負担を最高裁が問題視している様子は伺われない。

次の釈明を求める

問:「法令の改正」がないにも関わらずその義務を怠った名古屋地裁の点訳文書交付について高松地裁は「違法」と判断しているということで宜しいであろうか。

そうでないと整合性がない。回答されたい。

以上